

岐阜県公報

第二千八百五十一号
平成二十九年五月三十日

(火曜日)

目 次

公安委員会規則

岐阜県公安委員会が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(警察総務課) 三三七^{ハシ}

告 示

産業廃棄物処理施設の変更許可の申請

救急病院の認定

普通母樹林の指定の解除

普通母樹林の指定の一部解除

警察告示

岐阜県警察本部長が取り扱う個人情報に関する規程の一部

改正

(広報県民課) 三四一

公 示

落札者等に関する公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

公共測量の実施

(医療整備課) 三四三
(商業・金融課) 三四三
(同) 三四四
(用地課) 三四四

公安委員会規則

岐阜県公安委員会が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 古 田 善 伯

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県公安委員会が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公安委員会が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則(平成十八年岐阜県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十二条第二項第十三号」を「第十二条第二項第十四号」に改める。

別記第一号様式中

事務番号	H	一	年	月	日
登録年月日	平成	年	月	日	
変更年月日	平成	年	月	日	

を

個人
基
本
的
家
庭

事務番号 ー	登録年月日	年 月 日
	変更年月日	年 月 日
	社会生活の 経済的 心身の 情報 の 記録 の 項目 の 内容 思想、信条	

事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 思想・信条・宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 身体状況
生活及び活動	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> 取引状況
状況	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> 取引状況
、信教等	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 審査会意見 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等
他	<input type="checkbox"/> () () () <input type="checkbox"/> () () ()

個人情報	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況
基本的事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 婚姻歴
家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴
社会生活及び経済活動	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人権 (民族を含む。) <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 信条 (思想・信教を含む。) <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴
その他の	<input type="checkbox"/> () () () <input type="checkbox"/> () () ()

収集の根拠	<input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 表彰歴 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪被害の事実
法令等の名称	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等
審査会意見	<input type="checkbox"/> 犯罪に準ずるもの <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴に準ずるもの
その他	<input type="checkbox"/> () () () <input type="checkbox"/> () () ()

岐阜県
 警察本部
 市民生活課
 個人情報課

告 示

岐阜県告示第二百八十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の六第一項の産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、岐阜県知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書（氏名、住所、事業の名称及び意見を日本語により記載した書面に限る。）を提出することができる。

平成二十九年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請者の名称、代表者の氏名及び住所
王春工業株式会社
代表取締役 加藤 久仁明
愛知県春日井市高蔵寺町三丁目三九番地
- 二 産業廃棄物処理施設の設置場所
多治見市三の倉町大美山一三番及び同市諏訪町神田五五番一
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
管理型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号八に該当する施設）
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工
作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類、
紙くず並びに木くず（以上八品目は、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）、ばい
じん並びに鉱さい
- 五 変更許可申請年月日
平成二十九年二月二十日
- 六 縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所

岐阜県環境生活部廃棄物対策課 岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県東濃県事務所環境課 多治見市上野町五丁目六八番一

2 縦覧の期間及び時間

平成二十九年五月三十日（火）から同年六月三十日（金）までの午前九時三十分
から午後四時三十分まで（県及び多治見市の機関の休日を除く。）

七 意見書の提出期間及び提出先

1 提出期間

平成二十九年五月三十日（火）から同年七月十四日（金）までの午前九時三十分
から午後四時三十分まで（県の機関の休日を除く。）。ただし、郵送による場合は、
平成二十九年七月十四日（金）までの消印のあるものに限り受け付けるものとする。

2 提出先

岐阜県環境生活部廃棄物対策課（〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番
一号）又は岐阜県東濃県事務所環境課（〒五〇七 八七〇八 多治見市上野町五丁
目六八番一）

岐阜県告示第二百九十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の六第一項の産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、岐阜県知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書（氏名、住所、事業の名称及び意見を日本語により記載した書面に限る。）を提出することができる。

平成二十九年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請者の名称、代表者の氏名及び住所
王春工業株式会社

代表取締役 加藤 久仁明
 愛知県春日井市高蔵寺町三丁目三九番地

二 産業廃棄物処理施設の設置場所
 多治見市三の倉町大美山一三番、一四番及び一五番

三 産業廃棄物処理施設の種類

管理型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号八に該当する施設）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類、紙くず並びに木くず（以上八品目は、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）、ばいじん並びに鉱さい

五 変更許可申請年月日

平成二十九年二月二十日

六 縦覧の場所、期間及び時間

1 縦覧の場所

岐阜県環境生活部廃棄物対策課 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県東濃県事務所環境課 多治見市上野町五丁目六八番一

多治見市環境文化部環境課 多治見市日ノ出町二丁目十五番地

2 縦覧の期間及び時間

平成二十九年五月三十日（火）から同年六月三十日（金）までの午前九時三十分から午後四時三十分まで（県及び多治見市の機関の休日を除く。）

七 意見書の提出期間及び提出先

1 提出期間

平成二十九年五月三十日（火）から同年七月十四日（金）までの午前九時三十分

から午後四時三十分まで（県の機関の休日を除く。）。ただし、郵送による場合は、平成二十九年七月十四日（金）までの消印のあるものに限り受け付けるものとする。

2 提出先
 岐阜県環境生活部廃棄物対策課（〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号）又は岐阜県東濃県事務所環境課（〒五〇七 八七〇八 多治見市上野町五丁目六八番一）

岐阜県告示第二百九十一号

岐 阜 県 公 報

次の医療機関を救急病院として平成二十九年五月七日認定したので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条第一項の規定により告示する。

平成二十九年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

医療機関名 所 在 地 有効期限

岩砂病院・岩砂マタニティ 岐阜市八代一丁目七番一 平成三二・五・六

岐阜県告示第二百九十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定により、普通母樹林の指定を次のとおり解除するので、同法第九条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により告示する。

平成二十九年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

指定番号	指定採取源の種類	樹種	所在場所	面積 (ha)	所有者の名称及び住所	解除年月日
岐阜・育 五五二〇	普通母樹林	スギ	下呂市乗政字徳十郎雑七八六の二七	〇・一〇	岐阜県 岐阜市藪田南二丁目一番一号	平二九・五・三〇

岐阜・育 五五二二	普通母樹林	ヒノキ	下呂市乗政字陣ヶ平七八三の一三五	一・二三	岐阜県 岐阜市数田南二丁目一番一号	平二九・五・三〇
岐阜・育 五五二三	普通母樹林	ヒノキ	下呂市乗政字徳十郎雑七八六の一七	一・五四	岐阜県 岐阜市数田南二丁目一番一号	平二九・五・三〇
岐阜・育 五五二四	普通母樹林	ヒノキ	下呂市乗政字初矢峠七八四及び字陣ヶ平七八三の一五一	〇・九四	岐阜県 岐阜市数田南二丁目一番一号	平二九・五・三〇
岐阜・育 五五二九	普通母樹林	ヒノキ	下呂市乗政字峠ヶ野七八五の一	〇・九七	岐阜県 岐阜市数田南二丁目一番一号	平二九・五・三〇
岐阜・育 五五二	普通母樹林	ヒノキ	下呂市乗政字徳十郎雑七八六の一七	〇・七八	岐阜県 岐阜市数田南二丁目一番一号	平二九・五・三〇

岐阜県告示第二百九十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第二項の規定により、普通母樹林の指定を次のとおり一部解除するので、同法第九条第四項において準用する同法第五条

第一項の規定により告示する。

平成二十九年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・育 五五五	普通母樹林	スギ	郡上市白鳥町那留字那留ヶ野一五二七番一	一〇	岐阜県 岐阜市数田南二丁目一番一号	平二九・五・三〇
岐阜・育 五五八	普通母樹林	スギ	郡上市白鳥町中津屋字上野一三七六番七	五	岐阜県 岐阜市数田南二丁目一番一号	平二九・五・三〇
岐阜・育 五五〇	普通母樹林	スギ	郡上市白鳥町中津屋字上野一三七六番七	七	岐阜県 岐阜市数田南二丁目一番一号	平二九・五・三〇
岐阜・育 五五一	普通母樹林	スギ	郡上市白鳥町中津屋字上野一三七六番七	一	岐阜県 岐阜市数田南二丁目一番一号	平二九・五・三〇

警察告示

岐阜県警察告示第一号

岐阜県警察本部長が取り扱う個人情報に関する規程（平成十八年岐阜県警察告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月三十日

岐阜県警察本部長 山本 有一

第二十九条第二項中「第十一條第一項第十三号」を「第十一條第一項第十四号」に改める。

別記第一号様式中

「」を「」に改める。

平成	年	月	日
平成	年	月	日

年	月	日
年	月	日

個人情報	基本的人情	家庭	社会生活	心身の	思想、信条	その他の
項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目

事項	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況
生活及び活動	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 思想・信条・信教 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分	<input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等
状況	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 思想・信条・信教 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分	<input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等
、信教等	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 思想・信条・信教 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる社会的身分	<input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防等
収集の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 審査会意見 <input type="checkbox"/> 法令等の名称	<input type="checkbox"/> 犯罪の予防等
他	<input type="checkbox"/> () () () <input type="checkbox"/> () () ()	<input type="checkbox"/> () () () <input type="checkbox"/> () () ()

個人情報	<input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 人権（民族を含む。） <input type="checkbox"/> 社会的身分	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 信条（思想・信教を含む。） <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴
家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 人権（民族を含む。） <input type="checkbox"/> 社会的身分	<input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 信条（思想・信教を含む。） <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴
社会生活及び経済活動	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 資産・所得 <input type="checkbox"/> 納税額 <input type="checkbox"/> 人権（民族を含む。） <input type="checkbox"/> 社会的身分	<input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 所属団体 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> 信条（思想・信教を含む。） <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴
要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 健康 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪被害の事実	<input type="checkbox"/> 犯罪の予防等 <input type="checkbox"/> 審
その他の	<input type="checkbox"/> () () () <input type="checkbox"/> () () ()	<input type="checkbox"/> () () () <input type="checkbox"/> () () ()

<input type="checkbox"/> 性別
<input type="checkbox"/> 本籍・国籍
<input type="checkbox"/> 親族関係
体 <input type="checkbox"/> 資格
況 <input type="checkbox"/> 表彰歴
査会意見

ごめ。

この規程は、平成二十九年五月三十日から施行する。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達する特定役務の名称及び数量 県有施設に設置する自動体外式徐細動器（A E D）の貸貸借 334台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成29年3月24日

- 4 落札者を決定した日 平成29年5月10日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜県岐阜市茜部中島2丁目66 6
日本ファード株式会社
代表取締役 不破 欣昭
- 6 落札金額 31,997,306円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県健康福祉部医療整備課
(2) 所 在 地 岐阜市数田南2丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年五月二十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十九年五月十六日
- 二 届出者の氏名又は名称 株式会社あかのねん
- 三 建物の名称及び所在地 パロー郡浪中央ショッピングセンター【センター】
瑞浪市益田町三丁目二十七番地 外
- 四 変更した事項 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) パロー瑞浪中央ショッピングセンター【Cゾーン】

瑞浪市土岐町畑廻七三二六 外

(変更後) パロー瑞浪中央ショッピングセンター【Cゾーン】

瑞浪市益見町三丁目二七番地 外

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年五月三十日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び東濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年五月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年五月十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社あかのれん

三 建物の名称及び所在地

パロー瑞浪中央ショッピングセンター【Cゾーン】

瑞浪市益見町三丁目二七番地 外

四 変更しようとする事項

駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) C 八一台

(変更後) C 1 五八台

C 2 二三台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 四力所

(変更後) 九力所

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) C 午前九時三十分～午後八時三十分

(年六〇日は午前九時～午後八時三十分)

(変更後) C 1 午前九時三十分～午後八時三十分

(年六〇日は午前九時～午後八時三十分)

C 2 午前六時三十分～午後十時三十分

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十九年五月三十日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十九年五月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

アピタ各務原店

各務原市鷺沼各務原町八 七 一

二 意見の概要

各務原市長の意見

・騒音対策について

・照明について

・その他

(届出事項 変更)

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本巣市

二 作業種類

公共測量（道路台帳更新）

三 作業期間

平成二十九年五月二十五日から

平成三十年三月二十日まで

四 作業地域

本巣市

平成二十九年五月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社